

1. スリランカ・南部交通網開発事業（STDP）及びパキスタン・第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクトに関する CRP のモニタリング状況について（ADB）

全体の背景：

7 月 11 日、スリランカ・南部交通網開発事業（STDP）の CRP モニタリングレポート（Southern Transport Development Project-CRP Annual Monitoring Report 2005-2006）が理事会に提出され、8 月 18 日には、パキスタン・第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクト（CRBIP-III）の CRP モニタリングレポート（Chashma Project-CRP Annual Monitoring Report 2005-2006）が提出された。今回は、両レポートについて、以下の点を議論したい。

スリランカ・南部交通網開発事業（STDP）について：

STDP に関する CRP のレポートは、2005 年 7 月に CRP の勧告が理事会で承認されている。その後 ADB 事務局が勧告に基づいて行動指針を作成し、現在までその実施がされてきたと理解している。2006 年 7 月には CRP のモニタリングレポートが理事会で承認され、公開された。CRP のモニタリングレポートでは、事務局の勧告実施に関して一部改善が見られるものの、未だに、多くの勧告が遵守されていないことが書かれている。

質問 1：

STDP に関する CRP モニタリングレポートの結果に対する財務省の評価・見解を伺いたい。

質問 2：

STDP では、勧告後事業に一部改善が見られるものの、多くの勧告が遵守できていないことが CRP のレポートより明らかになった。遵守できていない勧告の中には、実施の遅れを原因とするものもあるが、Specific Recommendation 3 のように、今後遵守することが難しいのではないかとと思われるものもある。ADB 事務局として、Specific Recommendation 3 に関して今後どのような対応をとるつもりか。また、財務省のそれに関する見解を伺いたい。

パキスタン・第三期チャシュマ右岸灌漑プロジェクトについて

8 月 18 日に提出された CRP モニタリングレポートでは、苦情裁定救済委員会（GRSC）の勧告及び旧インスペクションパネルの勧告等の進展状況をレビューしている。しかし、「完全遵守」の勧告はわずかで、ほとんどの勧告は「部分的遵守」、あるいは「未遵守」という状況であり、この結果を CRP は「unsatisfactory」と結論付けている。

本件は、2002 年 11 月のインスペクションパネルへの申し立て後に、申し立て者の同意なく GRSC が設立されており、GRSC の過半数以上がプロジェクト実施関係者で、GRSC 委員の被害住民代表も ToR に違反して選定されていること（ToR では地域協議会「district council」のメンバーとの相談の下、地域の首長「nazim」によって被影響住民代表が任命されることになっていたが、有力政治家によって選定されてしまった）等から、GRSC の勧告が被影響住民の声を適切に反映しているとは言えない（例えば、運河西側の堤防に囲まれている村々の住民は、深刻な洪水のため、運河東側の灌漑地への移転を望んでいたが GRSC 勧告には含まれなかった）。

したがって、GRSC 勧告の正当性への疑問は残るものの、申し立てから 4 年近くが経過しているにもかかわらず、GRSC 勧告のほとんどが「部分的遵守」、「未遵守」であることは非常に遺憾である。特に運河西側の堤防拡張が実施できていないこと（GRSC 勧告 13）や、未完成な FCC の追加工事ができていないこと（GRSC 勧告 15）等、被影響住民が未だに洪水の被害・脅威にさらされていることを考えれば、これらの実施は早急に取り組まれるべきであったと考える。そこで、財務省に以下の点をお聞きしたい。

質問 3：

CRBIP-III に関する CRP モニタリングレポートの結果に対する財務省の評価・見解を伺いたい。

質問 4：

CRBIP-III に関して、ADB 事務局として、「部分的な遵守」、あるいは「未遵守」の勧告（特に GRSC 勧告 13・15）に関して、今後どのような対応をとるつもりか。また、財務省のそれに関する見解を伺いたい。

質問 5（CRP 全般に関して）：

住民移転や洪水対策の問題は、現地では非常に切迫した問題である。このような問題をより迅速かつ効果的に解決するため、ADB は何らかのレバレッジ強化措置をとるべきではないかと考える。今後、勧告の実施を確保するために、理事が勧告を承認する際に、ADB のレバレッジを強化するための措置は取れないのか？（例えば、勧告実施の期限を決めて実施がなされない場合に、同国／同実施機関などの新規案件凍結等、何らかのペナルティを与えること等の措置はとれないのか？）

添付資料 1：CRP モニタリングレポートにおけるモニタリング結果（STDP）

2. バングラデシュ・プルバリ石炭採掘事業について（ADB）

（背景）

現在、イギリス資本の採掘会社、アジア・エナジー社がバングラデシュの北西部に位置する、Rajshahhi 管区、Dinajpur 県の Phulbari にて「プルバリ石炭採掘事業」を行うことを予定している。このプロジェクトに対し、アジア開発銀行がアジア・エナジー社に民間セクター借款（Private Sector Loan）と政治的リスクの保証（Political Risk Guarantee）の合計 3 億米ドルの融資を検討中である。2006 年 8 月にアジア開発銀行のウェブサイト上で公開された Summary of Environment Impact Assessment（120 日間のパブリックコメント受付期間を経て、理事会に提出される予定）では、このプロジェクトによって 9000 世帯、約 4 万人の大規模な移転が予定されていると記載されているが、一方で 5 万¹、15 万²、47 万人³と住民移転者数の様々な予測が現地新聞各社で報道されている。

この大規模な住民移転に対し、現地の多くの住民が反対運動を行っている。2006 年 8 月 26 日には、住民 2 万人のデモが行われた。しかし、デモに参加した住民に対して、警察と Bangladesh Rifles（BDR、バング

¹ <http://www.thedailystar.net/2005/09/26/d50926070170.htm>

² <http://www.newagebd.com/store/anni06/economy.html#8>

³ <http://www.thedailystar.net/2006/08/27/d6082701011.htm>、
http://www.meghbarta.org/nws/nw_main_p01b.php?issueId=6/§ionId=14&articleId=128、
<http://www.bangladeshobserveronline.com/new/2006/03/27/district.htm>、
<http://www.bangladeshnews.com.bd/2006/08/29/rehabilitation-issue-makes-it-a-tough-task/>など

ラデシュ国内の準軍事組織)が発砲し、少なくとも5名が死亡、50名が負傷した⁴。このような強い住民からの反対運動を受け、2006年8月30日にRajshahhi管区知事が住民側の要求(発砲による死者への慰謝料の支払い)を認め、アジア・エナジー社との契約を無効にすると宣言した⁵。ところが、現時点ではアジア・エナジー社は「バングラデシュ政府から正式な契約破棄は伝えられていない」と自社ホームページ⁶で発表している。

質問1:「アジア・エナジー社との契約を無効にすると知事が宣言した」との報道が行われているが、実際に融資申請の撤回は行われたのか?教えていただきたい。

質問2:移転者数が4万人(SEIA)から47万人(新聞各社報道)と大きく幅がある。ADBは移転者数をどのように把握しているのか。また、この差についてどのようにお考えか。

質問3:反対運動を行った人々に対し発砲が行われ、死傷者が多く発生している。このような事態をADBはどのように考えているのか?また、今後ADBとしてどのような対応を取る予定か伺いたい。

質問4:現段階では、このプロジェクトは中止するべきだと考えるが、財務省の見解を伺いたい。

3. アジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)と環境社会配慮

(背景)

MDBsやECAsは、融資を行った事業がその地域の自然・社会環境に深刻な悪影響を及ぼさないよう、セーフガード政策やコモンアプローチを制定し改定を重ねてきた。先進国の民間銀行もプロジェクトファイナンスについてはIFCの政策をもとにした独自のEquator Principlesを導入して、自発的な対策を講じている。しかしながら、近年はこうした政策を持たないBRICなど新興国の政府系金融機関による融資がアジアやアフリカなどで問題を引き起こし、国際的なセーフガード政策強化の流れに抜け道を作りつつある。定期協議でも中国による融資の問題を取り上げたが、その際財務省はセーフガード政策を弱めるのではなく、中国が政策協調の場に参加することが重要だとの見解を示したと理解している。

こうした中、アジアでは、IFIsや新興国の融資ではない第三の資金源が急速に拡大している。それが債券市場である。日本政府はこれまでASEAN+3の枠組みなどを活用しながら、アジアにおける貯蓄をこの地域の投資に活用するためのアジア債券市場育成イニシアティブ(ABMI)を積極的に推進してきた。ABMIは債券発行体と市場インフラの強化を狙いに6つのワーキンググループで検討を重ねてきた。開発における官民資金フローの比率を考えると、「官」の役割は今後ますます民間資金を動員する触媒となることが予想される。その意味では、ABMIは資金調達という当初の目的を達成しているわけだが、一方でABMIの資金調達方法や調達した資金の使い道を見ると、中国などからの融資と同様にIFIsのセーフガード政策強化の抜け道となりかねない懸念を抱く。

具体的な例を挙げよう。ラオスのナムグム2ダム計画(615MW)である。このダム建設によって、5,500人の住民が立ち退きを迫られ、ナムグム川上流の魚の回遊が妨げられるとともに、水質汚染などが懸念されている。このダムの建設資金として、ラオス電力公社は、ABMIの枠組みを使って、総額11億バーツ(約33億円)のバーツ債権を発行し、タイ輸出入銀行が保証を供与すると発表している(The Nation, 2006年

⁴ <http://www.newagebd.com/2006/aug/27/front.html#1>

⁵ <http://www.newagebd.com/2006/aug/31/front.html#1>

⁶ <http://www.asia-energy.com/>

2月4日)。2006年8月には三井物産と東芝が発電設備を受注した(日本経済新聞, 2006年8月28日)。私が知るところでは、ABMIを前面に出した大規模ダム計画の資金調達はこれが初めてである。ラオスは、昨年世界銀行とADBが支援を決めてナムトゥン2ダムの建設が始まったばかりであり、この事業の環境・社会配慮や財政運営がうまくいくかどうかを見極めずに新たな巨大ダムを進めることは大きな問題であろう。しかし、図らずもABMIは、セーフガード政策が厳しいIFIsを避け債券市場から資金を調達できることを可能にしてしまった。

以上の問題意識を財務省と共有した上で、次の点について意見交換をしたい。

質問1．債券市場からの資金調達をする際のルールに、環境・社会面での対策が取られることを担保する仕組みを導入することはできないのか？

質問2．決済システムやデュアルカレンシー債などを研究しているように、ABMIにおける環境・社会配慮や環境・社会影響面でのアカウンタビリティを確保する仕組みを研究することはできないのか？

4.OECD コモンアプローチ改訂について

背景：

経済開発協力機構(OECD)の輸出信用グループ(ECG)は、2003年に合意された「コモンアプローチに関するOECD勧告」を見直す⁷作業を行っていると把握している。今年5月29日には、市民社会組織(CSO)とのコンサルテーションが開催され、「透明性と情報公開」「被影響住民のコンサルテーションと参加」「事後評価と順守メカニズム」「国際的なベストプラクティス」「再保険と共同保険」に関してそれぞれ、主にNGOと経済産業諮問委員会からの意見が出された。しかし、ECG内の話し合いの前であったこともあってか、各国代表者からの意見はあまり出されなかった。またその場では、NGOから、CSOとのコンサルテーションを再度持つよう要望が出され、政府代表者の中からも賛成の声があった。

質問：

- 1．議論の本格化は秋以降と聞いていたが、5月以降のECGの動き及び見直し作業終了までの今後の予定をお聞きしたい。
- 2．CSOとのコンサルテーションは開かれる予定か。開かれるとすればいつか。
- 3．5月のコンサルテーション直後にECA Watchから出された意見書及びFoE Japanが財務省に提出した資料に含まれている項目のうち、以下の点について、現在ECGではどのような考え方が主流か。
- 4．同項目について、財務省としてはどうお考えをお聞きしたい。

NGO から出された意見に含まれる項目

1．情報公開

⁷ コモンアプローチ 21 項に「勧告の全ての項目の見直しを遅くとも 2006 年末までに行い、理事会に報告しなければいけない」「ECG 会合は、本勧告に基づき、2006 年末までに、大規模事業の環境情報交換の合意についても見直さなければならない」とある。

- 1) 情報公開の向上。ECA がプロジェクトの情報及び環境社会関連の情報(環境社会影響評価、移転行動計画、環境管理計画、事故対応計画などを含む)を公開すること
- 2) 環境関連情報が多言語で存在する場合は、全て公開すること
- 3) 環境社会関連の情報公開期間を延長すること(現在 CA では 30 日のところ、ECAWatch は 90 日、FoE は 60 日を提案)
- 4) 全てのプロジェクトの環境社会影響に応じた分類の公表。また分類された理由の公表
- 5) 環境レビュー結果及びモニタリング報告書を公開すること

2. モニタリング

- 1) ECA によるモニタリングの計画、項目、手順、期間、手法を明確にすること
- 2) モニタリング報告書を公開すること

3. 被影響住民のコンサルテーションと参加

- 1) 移転による影響のみではなく、生計手段の喪失による影響にも配慮すること
- 2) ECA 自らが被影響住民と直接協議すること
- 3) 先住民族が影響を受ける場合、「Free Prior Informed Consent(十分な情報に基づく事前の自発的同意)」を確保すること。

4. 採掘セクターの歳入と契約の透明性の確保

- 1) ロイヤリティ、税金、利益分配など採掘セクターによるホスト国の支払いに透明性を確保するよう借入人に要求すること

5. 遵守メカニズム

- 1) 各 ECA で遵守メカニズムを設立すること

参考資料 2 . ECA Watch2003 年 6 月 ECG 宛て書簡

参考資料 3 . FoE Japan 作成資料

5. サハリン II 石油天然ガス開発における環境社会配慮について (EBRD、JBIC)

ロシア天然資源省は 9 月 18 日、サハリン II 石油・天然ガス開発第二期工事に対して 2003 年 7 月に出した事業承認を取り消す決定を下した。環境保全措置が十分に取られなかったことを理由としている。現地では 10 月 2 日現在、ロシアの環境法規に基づいた環境調査が続いている。

同事業においては、事業が絶滅危惧にある野生生物に与える影響、パイプライン建設が森林や河川生態系に及ぼす影響、掘削リグやプラント建設が海洋生態系に及ぼす影響、油流出の影響など様々な観点から環境・社会面の問題が現地の住民、国際 NGO や研究者等から長年挙げられた。国際協力銀行 (JBIC) と欧州復興開発銀行 (EBRD) が融資を検討する事業でもあり、本協議会でも度々提起された。今回は、ロシア天然資源省監督局が指摘している問題の中から環境法規違反を中心に質問する。

質問 1 : 今回の事業承認取消にいたった環境法規の違反内容を財務省が把握している範囲でお聞かせねが

いたい。

質問2：2006年7月25日から天然資源省監督局が実施した「サハリンII査察の第一段階」結果報告⁸では、掘削リグ「モリクパック」から許可値を上回る排水を行ったことが指摘されている。これはロシア連邦水典法の要件に違反しているとされる。モリクパックは第一期工事で設置されたリグであるが、第一期工事に融資を実行しているEBRDやJBICは、環境モニタリングを実施した結果、これらの問題を事前に把握していたのか、お聞きしたい。

質問3：ロシア環境監督局は、8月21日から25日にかけて、マカロフ地区の陸上パイプライン査察を実施した。その調査報告書⁹によると主に「アクセス道路建設に伴う違反（侵食対策の不備、支流への地滑り、道路の違法建設など）」、「アクセス道路やパイプラインルートが水流を交差する際、一時的に建設された道路建設に伴う違反（排水溝の不備、土砂の川底への沈着、川岸の保護対策の不備）」、「土壌の保管場所建設に伴う違反」などが指摘された。EBRDとJBICは第二期工事の融資審査の過程で環境実査を複数回実施しているが、パイプライン建設において現地法違反の可能性があることを把握していたのか、お聞きしたい。

質問4：3)で指摘された地滑りや侵食は、放置すれば人命に関わる環境被害が生じる可能性があるとするロシアの科学者が警告もあった¹⁰。仮に工事中止後、新たな環境対策が講じられ、リスク回避が実現できたとしても、ロシア法違反があったことは事実であり、自然生態系に及んだ負荷は計り知れないものと思われる。これはEBRDやJBICが持つ環境ガイドラインを明らかに順守していないと考えるが、財務省のお考えをお聞きしたい。

質問5：サハリンIIは日本が自主開発として位置付けている事業であり、かつ同事業による環境影響が日本にも及ぶとされる。今回、ロシア天然資源省が環境問題を理由に事業承認取り消したことについて、関係省庁はどのように連携して対応を検討しているのかお伺いしたい。また、ロシア天然資源省は、中止されたパイプライン建設工事の再開は「全ての環境要件を満たし、科学者や独立系環境団体と協議の上、プロジェクトの見直し後にのみ可能とする¹¹」と表明しているが、今後パイプラインに限らず、同事業の環境問題の検証並びに対策を協議・検討されるにあたって、日本政府として積極的に関与していく考えはあるか、お伺いしたい。

⁸ ロシア天然資源省ホームページ<http://www.mnr.gov.ru/part/?act=more&id=2832&pid=11>

⁹ 参考資料1 調査資料No.03/05-SK

¹⁰ RIA Novosti8月31日付け記事

¹¹ <http://www.mnr.gov.ru/part/?act=more&id=2826&pid=11>